

葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

葉山町介護保険条例（平成12年葉山町条例第9号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

平成30年2月13日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

平成30年度から新たな事業運営期間が始まることに伴い、第1号被保険者の保険料率を定めるとともに、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正等に伴う所要の改正を行うために、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

葉山町介護保険条例（平成 12 年葉山町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同項第 6 号ア中「という。）」の次に「（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 38 条第 4 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改める。

第 18 条中「第 1 号」を削り、「世帯主」の次に「その他その世帯に属する者」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の葉山町介護保険条例第 5 条の規定は、平成 30 年度分の保険料から適用し、平成 29 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

条例の概要

題名

葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

平成 30 年度から新たな事業運営期間が始まることに伴い、第 1 号被保険者の保険料率を定めるとともに、介護保険法の改正等に伴う所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度における第 1 号被保険者の介護保険料について、現行の保険料額と同額で定めることとした。
- (2) 第 1 号被保険者の介護保険料の区分の判定にあたり、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとした。
- (3) 介護保険法第 202 条第 1 項において、被保険者の資格等に関して必要と認めるときに文書その他の物件の提出等を命じ、又は職員が質問する対象者が改められ、これに従わない場合等の罰則規定の根拠である同法第 214 条第 3 項が併せて改正されたことから、条例に定める罰則規定を同法に準じて改正することとした。

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。
- (2) 改正後の条例の規定は、平成 30 年度分の保険料から適用し、平成 29 年度分までの保険料については、なお従前の例によることとした。

葉山町介護保険条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町介護保険条例 平成12年3月31日条例第9号 (保険料率)</p> <p>第5条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 72,000円 ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。</u>)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)~(14) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,920円とする。</u></p> <p>第18条 町は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>葉山町介護保険条例 平成12年3月31日条例第9号 (保険料率)</p> <p>第5条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 72,000円 ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)~(14) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,920円とする。</u></p> <p>第18条 町は、被保険者、<u>第1号被保険者の</u>配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p>